



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

架空請求詐欺

コンビニでマルチメディア端末を操作させる手口

犯人からのアプローチ



- 「有料サイトの未納料金が発生している」などとのメールまたは
- 「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」などと題したハガキの送り付け

慌てて連絡すると...

<メールの例>

有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。アマゾンジャパン(株) 相談係

<ハガキの例>

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されている契約会社、ないしは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提起されました事をご通知致します。管理番号(注)251 貴社取り下げ最終期日を過ぎて訴訟を提起させていただきます。この通知を最終警告の通知として受け取らなければ、訴訟、不動産物の差し押さえを強制に実行させていただきますので貴社執行官による執行監督の交付を求めています。お支払いをお願いします。この通知を最終警告として受け取らなければ、訴訟、不動産物の差し押さえを強制に実行させていただきますので、職員までが関係してまいります。貴社でのご連絡ができませんようお断り申し上げます。愛知県千代田区東区1丁目1番7号 法務省管轄支店 民事訴訟管理センター 取り下げ等のお問合せ窓口 03-5843-3379 受付時間 9:00~20:00(日、祝祭日)

<払込票の例>



犯人からの指示

- コンビニエンスストアでマルチメディア端末を操作して支払するよう指示される

<指示の内容>

1. シートタイプ電子マネーの購入

- ① 携帯電話で操作方法を指示し、電子マネーの購入申込をさせる
- ② マルチメディア端末から印刷された払込票を持ってレジで支払させる
- ③ レジで支払いさせたのち受け取ったシートタイプの電子マネーのID番号を言わせる

2. インターネットショッピングの決済手続

- ① 携帯電話で操作方法を指示し、決済手続をさせる
- ② 操作の途中で手続に必要な「支払番号(11ケタ)」を伝え、端末に入力させる
- ③ 操作の途中で手続に必要な「確認番号(4ケタ)」を伝え、端末に入力させる
- ④ マルチメディア端末から印刷された払込票を持ってレジで支払させる

※ セブンイレブンでは、端末の操作をさせることなく電話で「支払番号(13ケタ)」を教えレジで直接この番号を伝えて支払するよう指示されています。

マルチメディア端末とは

コンビニエンスストアに設置されており、この端末では、

- ・各種公共料金の支払
- ・インターネットショッピングの決済
- ・コンサート等チケットの購入
- ・シートタイプ電子マネーの購入

などが可能です。

<マルチメディア端末の例>



【セブンイレブン：マルチコピー機】



【ファミリーマート：ファミポート】



【ローソン・ミニストップ：ロッピー】



【サークルKサンクス：Kステーション】